

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 令和3年12月6日（月曜日）
午前9時30分～午前11時44分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 猶野智和 委員長 坪井康男 副委員長
山中佳子 委員 高木法生 委員
岡山隆 委員 村田弘司 委員
山下安憲 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治 議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 田辺 剛 デジタル推進部長
藤澤和昭 総務企画部長 繁田 誠 観光商工部長
白井栄次 上下水道局長 竹内正夫 デジタル推進課長
佐々木昭治 行政経営課長 斉藤正憲 税務課長
市村祥二 監理課長 別府泰孝 商工労働課長
岡崎輝義 管理業務課長 佐伯憲一 施設課長
大塚 享 観光振興課副主幹 神田高宏 観光振興課副主幹
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） おはようございます。ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案12件を審査しますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告事項などございましたらお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 特にございませぬ。

○委員長（猶野智和君） それでは最初に、議案第87号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） 議案第87号は、美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

これは、秋芳地域の告知放送について、施設の老朽化等により、本年10月末をもって運用を終了したことに伴い、美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第87号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部よ

り説明を求めます。斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤正憲君） 議案第90号は、美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

これは、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日より施行されたことに伴い、本市の過疎地域持続的発展計画に定める振興すべき業種の固定資産税について課税免除を行うため、制定するものであります。

この条例は、公布日から施行し令和3年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、議案第90号の件ですけど、今回この文章、ちょっと第1条で長いんですけど、途中からいきますと、「資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る」という、そういう形でありますけど、今回、法人が資本金額等が5,000万円ってなってますけど、旧のこの条例にあつては5,000万円という表示が、たしかなかったんじゃないかと思っておりますけれども、この5,000万円という枠を設けた、そういった背景はどういったことがあったのでしょうか、お伺いたします。

○委員長（猶野智和君） 斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤正憲君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをいたします。

旧過疎法につきましても、同様に5,000万円の表記がございます。

以上で回答を終わります。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今私が言ったのは、この美祢市過疎地域自立促進特別法における、これによる固定資産税の課税免除ということでしたんですけど、タイトルがちょっと違っていましたかね。ちょっと若干そっちのほう——今、今回ののは、この美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の制定ということで、この過疎——美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例ということで、ちょっとタイトルが

違ってましたけど、そちらのほうには5,000万円という表示がなかったと思いますけど、こういった「当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から3箇年度」とするってありましたけれども、今回のこの条例90号については、この5,000万円という表示は従来からあったという、そういった認識でいいんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員、3ページに新旧対照表があるので、そこだけが変わりになってると理解しておるんですが。執行部、それでよろしいですね。新旧対照表の部分だけが変わったということですね。

○委員（岡山 隆君） 分かりました。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。山下委員。

○委員（山下安憲君） この固定資産税の課税免除の場合の補填というか、これは何か、市とか国とかの割合というのがあるんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤正憲君） ただいまの山下委員の御質問にお答えいたします。

支援措置としましては、地方交付税で75%を補填しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 単純な質問です。

この課税免除によって、全体のどのぐらいの額が免除されるんですかという単純な質問です。

○委員長（猶野智和君） 斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤正憲君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

この件につきましては、申請を受け付けて、それに対して課税免除をするというような形になるので、今まで、平成20年に合併して、平成20年度から令和3年度までに課税免除した件数につきましては、旧過疎法を使いまして免除した件数は4件、免除額合計が972万6,000円となっております。おおよそそのぐらいで、新しい過疎法につきましても同様に免除をするような形になろうかと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第90号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号美祢市給水条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第95号美祢市給水条例の一部改正についての説明をいたします。

1 ページ目は議案、2 ページ目は新旧対照表でございます。

このたびの条例改正は、水道料金について改正するものであります。

本市の水道料金は、平成28年に美祢市水道料金審議会を設置し、水道料金の統一と適正な料金体系等について諮問し、平成29年4月の答申を基本としつつも差異がある美祢地域、美東地域及び秋芳地域の料金体系をまずは統一することに主軸を置き、合計23ミリ以上につきましては答申のとおりといたしましたが、とりわけ、市民の皆様の御家庭で御使用されている口径13ミリ及び口径20ミリの方の水道料金は、美祢地域の水道料金水準に統一しておりました。

このたびの水道料金の改定につきましては、口径13ミリ及び口径20ミリの水道料金を水道事業継続に重点を置いた料金改定とするものであります。

改定内容としましては、水道を使用される水量に応じていただいております、いわゆる従量料金につきましては、1立方メートル当たり24円の値上げとするものであります。

ここで、参考資料を御覧ください。

2の水道料金改定内容ですけれども、基本料金は据置きで、使われた水の量に応じて頂く従量料金の各区分を24円値上げした表を示しております。

次に、3を御覧ください。

令和2年度の決算における年間使用水量及び決算額を基準にしますと、改定した

場合、表の右の改定率ですが、口径13ミリでは18.4%、口径20ミリでは17.5%上昇することとなります。

また、給水収益は、表の下段、右から2番目の税抜きで4,312万3,000円増収の見込みとなります。

次に、4に、口径13ミリの2か月平均使用水量32立方メートルでの水道料金を示しております。料金を改定した場合、2か月で消費税を含めまして845円の値上がりとなります。

5番目に、口径13ミリ及び20ミリの税込みでの水道料金比較表を示しております。こちらは、2か月当たりの使用水量が20、40、60立方メートルで比較をしております。

次のページを御覧ください。

こちらは、山口県内の他市との水道料金の比較でございます。(1)が合計13ミリ、(2)が口径20ミリで、使用水量が2か月で、20、30、40、60立方メートルでの比較をしておりますので、御参照ください。

現在、水道事業会計は経営状況が厳しく、水道事業の適正な継続が困難な状況にあります。本年10月に水道ビジョンを改訂する際に、経営改善に向けた事業計画及び財政計画の見直しを行いました。

今回の料金改定と併せて、積極的な経費削減に努めることによって経営改善を果たし、安定的な事業継続を実現させたいと考えているところであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日より施行するものであります。

また、経過措置を設けることにより、現在、水道を利用されている市民の皆様は、令和4年の6月の請求分からの新料金となります。

さらに、このたびの議会で可決されましたら、施行日までに、各地域の公民館単位で、市民の皆様に料金改定の説明会を行う予定としております。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 乱暴な質問ですが、これで、今計画されているいろんな事業が格段の支障なく推進できるんでしょうかという質問です。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えいたしたいと思います。

今回の料金改定につきましては、当初、答申で頂きました料金には完全に至っておるわけではございませんけれども、今回料金改定をさせていただくことによって、少しでも円滑に事業が進捗できますように、最大限の努力を果たしてまいりたいと思います。

併せまして、事業の進捗とともに、経費の削減と今回の料金改定が効果的に機能いたしますように、上下水道局挙げて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 何か含みのある御答弁でございます。場合によっては、再値上げもあり得るよというお話のように聞こえたんですが。

どういうんですかね、この水道料金の問題は、以前から随分問題になっとるテーマですよ。だから、もういいかげんに、これでおしまいっていうのは出ないものですかね。何か、ちびちびちびちびやるっちゅうのは、どうもすっきりしませんという、これ質問というのか、何ていうか——質問にしてください。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 水道事業につきましては、ライフラインということで、現在から将来に向けて、未来永劫続けていかななくてはならない事業でございます。

今後、大きな施設更新等も予定いたしてございますことから、現在水道ビジョンのほうにおきまして、年度年度の収支計画を策定いたしてお示しをさせていただいてございます。

この水道ビジョンに掲げております収支計画を年度年度を検証することによって、適切に事業が進捗しておるかどうかということも合わせながら、今後、事業を進めてまいりたいと思います。

ここで、これで終わりという明確な回答はできませんけれども、その都度適切な事業進捗が図れるような努力は継続的に続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今現在の水道料金につきましては、一部料金の体系で統一的なちよっと若干調整がありましたけど、それ以外に、今の大体水道料金で何年ぐらいますり続いたのか、この辺について、お伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたしたいと思ひます。

今回、料金改定を行ひ、次回の料金改定という趣旨であったかというふうには理解してござひますけれども、料金改定の算定期間につきましては、前回の平成28年度に実施をいたしてござひます料金審議会の取りまとめとして、平成29年4月に答申が施行されてござひます。

その中で、算定期間につきましては、料金の安定性、それから期間的負担の公平性、原価の把握等、将来予測が可能と思われる期間として、また、選挙による政治目的等に左右されないことの原因から4年とすることが適当とされてござひまして、今後もその基本的な考え方を踏襲していくことが適切であろうかというふうに思ひます。

したがひまして、今回料金改定を行ひまして、4年をめぐりに、また検討するという形になろうかと思ひますけれども、水道——先ほども申しましたけれども、水道ビジョンにおきまして、経営戦略としての機能を持つ収支計画を掲載してござひますので、令和8年度に向けた7年度頃に、またその収支の実績を検証するとともに、今後の事業計画等と併せて、今後の水道需要等の動向を適切に把握しながら料金改定について検討することも必要であろうかというふうに考えてござひます。

ただし、この際、料金改定を行うか行わないかにつきましては、着実な検討というところが重要であろうと思ひますので、必ずしも料金の値上げ等を伴うものではないということを考えてござひます。

以上でござひます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 上下水道の料金審議会の設置を28年にされてござひまして、そして、平成29年4月に答申は受けてござひる、そういった説明もあつたわけでござひます。

この水道事業会計に関しては、営業状況が非常に厳しい、事業継続が困難、その

辺は今までの説明を受けて理解はしております。

特に、事業が非常にめじろ押し。そんなにたくさんなければいいんですけど、やっぱり、厚保・下村地区等の老朽管の布設替え工事も控えてまして、祖父ヶ瀬の浄水場の硬度低減化施設のこういった改修と、これもかなり大きなお金がかかるなって思ってます。

そして、この秋吉地区、それから上野から秋吉地区の硬水の問題解決への上野・秋吉への送水管の工事等、めじろ押しにこういった事業がたくさんあるな、そう思うと、本年度の企業債は、上水道事業債 4 億 8,940 万円発行しております。大きな額ですね。その結果、期首期末償還残高が 39 億 7,249 万円であったわけです。それで今後、期末の償還残高は 42 億 1,719 万円となって増加傾向になってるんですよ。

それで、非常に心配でありまして、こういった背景から見て、水道料金を値上げせざるを得ないなっちゅうことは分かっておりますけれども、今後、今言ったたくさんさんの軟水化装置の改修工事等、また、いろんな本管をつないでいかないと——老朽管の布設替え、こういったところをどんどんやっていけば、償還金ですね、起債を起こす、そして、償還金を返していかなくちゃならない。そういった形で、今後この償還金がさらに増えていけば、ますます市の上水道の事業というのが非常に厳しく、一段となっていくということがちょっと見てとれるんですけれども、その辺については、どのような認識であるかどうか。だからこそ水道料金を上げなくちゃならないということにつながってきてるかどうか、それについてお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

今後、今現在、上野・秋吉の統合整備事業が進捗をいたしてございます。また、その後には、祖父ヶ瀬の浄水場の更新事業等も計画をいたしておるところでございます。非常に大きな資金が必要となる事業が、それこそめじろ押しという形でございますけれども、この事業を進めるにあたりまして、起債に頼らざるを得ないというところが、現在の美祢市の水道事業の状況であろうかというふうに思います。

で、非常に厳しい資金繰りの中で、今現在、上野・秋吉等につきましては、来年、令和 4 年度から、国が制度として定めております交付金制度、こういったものを活用いたしながら、そういう特定財源の確保ということも視野に入れながら、新しく

起債を行うということにつきましては、料金にも影響することが非常に大きいところでございますので、そういったところを少しでも圧縮ができるような形で、そういった特定財源の獲得というところにも、今後、目を向けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第95号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。佐伯施設課長。

○施設課長（佐伯憲一君） それでは、議案第82号令和3年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の御説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正につきましては、人事院勧告に準拠した職員の給与改定及び職員の住居変更に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億155万4,000円とするものでございます。

それでは、まず、歳出につきまして御説明をいたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

1款環境衛生事業・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄001一般職員人件費において23万6,000円を減額するものでございます。

これは、人事院勧告に準拠した職員の給与改定及び職員の住居変更によるもので

ございます。

次に、歳入でございますが、8ページ、9ページにお戻りください。

3款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金において23万6,000円を減額するものでございます。

これは、歳出で御説明しましたことにより23万6,000円、同額を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第82号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号令和3年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第85号令和3年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

このたびの補正は、人事異動等による人件費の補正と、農業集落排水事業におきまして、国庫補助金の追加内示により国庫補助金を追加するとともに、国庫補助事業であります別府地区マンホールポンプ制御盤更新工事に係る事業費におきまして、既決予算に対して不足する額を追加する補正であります。

補正予算書1ページの第2条収益的収入及び支出を御覧ください。

これによりまして、収入につきましては、営業外収益の消費税還付金を公共下水道事業では2万6,000円減額し、農業集落排水事業では21万8,000円減額し、収入の総額を7億9,497万7,000円とするものであります。

一方、支出につきましては、人事異動等による人件費としまして、営業費用を公共下水道事業では168万5,000円追加し、農業集落排水事業では7万9,000円減額し、支出の合計を7億7,031万5,000円とするものであります。

補正予算資料3ページを御覧ください。

この補正によります予定損益計算書です。下から3行目になりますが1,077万4,000円の純利益の予定となります。

続きまして、補正予算書2ページの第3条資本的収入及び支出を御覧ください。

こちらは、農業集落排水事業におきまして、国庫補助金の追加内示により国庫補助金を追加するとともに、国庫補助事業であります別府地区マンホールポンプ制御盤更新工事に係る事業費におきまして、既決予算に対して不足する額を追加するものであります。

これにより、収入では、農業集落排水事業の補助金を863万円追加し、収入の総額を4億5,583万7,000円とするものであります。

一方、支出では、農業集落排水事業の建設改良費を607万5,000円追加し、支出の総額を5億7,005万3,000円とするものであります。

補正予算書1ページの第3条の本文を御覧ください。

この補正により、第3条資本的収入及び支出の本文になりますが、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,677万1,000円を1億1,421万6,000円に改めるとともに、その補填財源の額を改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第85号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。大塚観光振興課副主幹。

○観光振興課副主幹（大塚 享君） それでは、議案第86号令和3年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によります秋芳洞等の入洞者の減少に伴う収益的収支の補正、また、新たなアクティビティ造成のため、資本的収支の補正及び秋吉台リフレッシュパーク、秋吉台家族旅行村の指定管理に係る債務負担行為の期間並びに限度額の設定についてであります。

補正予算書1ページ、第2条業務の予定量、及び第3条収益的収入及び支出を御覧ください。

最初に、業務の予定量の補正ですが、秋芳洞の入洞者数をマイナス19万2,000人、大正洞入洞者数をマイナス1,900人、景清洞入洞者数をマイナス5,500人それぞれ減量いたしまして、補正後の当年度予定入洞者数をそれぞれ秋芳洞24万5,000人、大正洞5,000人、景清洞9,300人、3洞の合計で25万9,300人といたすものでございます。

次に、3条の収益的収入及び支出では、第1款観光事業収益・第1項営業収益につきまして、予定量の減量等により2億2,025万3,000円減額するものであります。これによりまして、観光事業収益の総額が3億8,350万3,000円といたすものでございます。

一方で、収益的支出につきましては、補助金、旅費、及び手数料などについて精査をいたしまして1,227万7,000円を減額しております。

また、営業外費用では、観光収益——観覧料でございますけども、これの減額によりまして、消費税及び地方消費税を2,034万6,000円減額しております。

説明資料の2ページを御覧ください。

こちらは、令和3年度の予定損益計算書でございます。最下段から2つ上でございます。

この結果、当年度の純損失は、御覧のとおり1億2,548万4,000円となるものでございます。

すみません、資料があちこちしますが、次に、予算書の2ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出でございます。

第1項建設改良費では、こちら、固定資産購入費におきまして、新たなアクティビティ造成のため、いわゆるトゥクトゥクといわれるものですが、こちら東南アジアの三輪自動車、旅客用のものがございます——を購入する経費といたしまして、車両運搬具購入費329万7,000円を追加し、資本的支出の総額を1億122万5,000円とするものがございます。

また、この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,650万2,000円を6,979万9,000円に改め、併せて補填財源の内訳も改めるものがございます。

最後に、第5条債務負担行為になります。

1追加といたしまして、秋吉台リフレッシュパーク及び秋吉台家族旅行村指定管理の期間を令和4年度から令和6年度までの3年間とし、指定管理料の限度額を2億2,770万円と設定するものであります。

議案第86号の説明は以上となります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。村田委員。

○委員（村田弘司君） ただいま説明を受けまして、大変厳しい観光事業の状況にあるというのを再認識をいたしました。秋芳洞の最終的な今年度の入洞者数のもくろみが24万5,000人というのは大変少ない数字ですけれども。

ちょっと聞いてみたいのは、今トゥクトゥクのことをおっしゃいましたよね、トゥクトゥク。私もタイのほうで見たことがあるんですが、これを秋吉台に持つてくるということですよ。

で、1つあるのが、ランドデザイン。今まだ報告されてませんが、広くツーリズムの多様化のために、モンベルという会社にそれを委託しておると思うんですが、繰越事業で本年度に繰り越してると思います。

この中に、例えば、ツーリズムの多様化のため、秋吉台の上に東南アジアのトゥクトゥクを走らせるというのが先行して出てきておったのか。それとも、このトゥクトゥクっていうのを秋吉台で走らせるというのは、それとは全く別に何らかの思

惑があつて購入されたのか。

お金が今の14ページで、資本的支出で329万7,000円ですか。それと、収益的収入のほうでは、トゥクトゥクの使用料が年間で48万円って上がってます。

ですから、これを導入することによって、観光事業の収益を大きく上げようということではなしに、多様性を見せることによって、全体的な観光客を増やそうという意味かなと思いますけれども、その辺のちょっと意図、総合的な考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの村田委員の御質問にお答えをいたします。

1点目は、現在、観光振興課が策定途上でありますアウトドアグランドデザインの中に、このトゥクトゥクを秋吉台で走らせるというような案が出てきておるのかという点でございますが、現在、素案がほぼ固まりつつあります。

その中には、特段にトゥクトゥクという名称で、そういったアクティビティの交通機関が定められていることは確認はいたしておりません。

しかしながら、その素案に出てくる主要な1つに、三次交通を充実させると。本市の秋芳洞周辺におきまして、三次交通が非常に手薄であるというところがございます。

グランドデザインの中に出てきますのは、そうした秋芳洞に来られたお客様に、例えば、秋吉台に上がるのに急な坂道があるわけなんですけども、また、秋芳洞出口になっております黒谷口、またはエレベーター口に出られたお客様にとって、交通機関が非常に弱いということで、そういった秋芳洞の欠点である三次交通の充実には、何らかの電動的なモビリティを使って、お客様のおもてなし向上と楽しみの増幅につなげていくべきだという御提案はいただいております。

このたびのトゥクトゥク関しましては、観光振興課の職員が全国のいろんな例や県内の——県内1例あるわけなんですけども、そちらに視察に行きまして、全国的には、海での——さわやかな海でのトゥクトゥクの活用というのがよくある例なんですけども、本市は海がないわけなんですけども、それに匹敵する秋吉台の大地があるということで、このトゥクトゥクの観光は非常に有益ではなかろうかという決断の下でございます。

このトゥクトゥクを導入します目的としまして、大きくは3点挙げられると思っ

ております。

現在、セグウェイというものをツアーで行ってございまして、多くのメディアに取り上げられ人気を博しておるわけなんですけども、いつまでもセグウェイだけでは持ちこたえないであろうという将来的な見通しで、次々と新しいアウトドアアクティビティのコンテンツを増やしていくということが1点目でございます。

2点目は、アウトドアランドデザインで御提言をいただいているように三次交通の充実化、そして、3点目が、新たなこの導入によりまして、また、情報メディア等にたくさん取り上げられていただけるのではなかろうかということで、これが秋吉台・秋芳洞にもたらす相乗的な効果は大であるという確信の下に導入をいたすものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 繁田部長、大変分かりやすい説明ありがとうございました。

山口県の中で、海をもっていない市は美祢市だけなんですよね。今、海に代わる壮大な秋吉台の景色が頭に浮かんだんですが、その周りをトゥクトゥクが走るというのは非常に結構でしょう。

それと今、このトゥクトゥクを採用されたというのが、観光課の職員の中で議論を重ねて、そういうふうな案が出てきたというのも結構ですね。常にどうすれば観光事業が振興できるかということを職員がブレインストーミングといいますか、考え考え考えて、そして、ものを目指していくというのは非常に素晴らしいと思います。それと、三次交通が不足してるっちゃうのは、もう前から指摘されとったことですから、それを補うという形でもいいと思います。

そうすると、逆に言うと、今度出てくるランドデザインに、現行もう先行して走らせて、そのランドデザインをさらに有効に活用していくということにもつながろうと思いますんで、それは結構だと思います。これからもよろしく願いたい。

もう1点、ちょっと別の件ですが、お伺いしたい。

6ページにキャッシュ・フロー計算書が載っているとありますが、期首残高が4億5,769万1,000円、期末残高が2億8,872万5,000円ということで、この大きい――ですから、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、キャッシュで

すね、お金が——現金が1億6,896万6,000円減ることになりますね。これ、先ほどの入洞者数、秋芳洞・大正洞・景清洞、非常に大きく減っておるということで、これ新型コロナの影響もあるでしょうけれども、その影響下にあつて、これほどのキャッシュが不足してくると、減ってくるということですね。

今後、キャッシュがショート——資金ショートしてしまうということは、大変避けなくちゃいけないことでもありますんで、その辺の見込み、もくろみについて、さっきのトウクトウクのことでもあろうですけれども、いろんな形でキャッシュを維持するということ、増やそうということについて、どういうふうにご考慮されるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの村田委員の御質問にお答えをいたします。

キャッシュ・フローにおきまして、現金が徐々に減少していくということで、このままでは、こういったコロナの状況が続けば、残り2年で大体底をついていくということになってまいります。

観光振興といたしましては、常にこの現金が極力維持できるように、いろんな振興策を打っていきたいところなんですけれども、まずはコロナが収束するという見通しが立たない中で、村田委員も御心配されてる将来的な見通しについてというのは、しっかりもって考えていかなければならないということで、まずは予算から——予算構築から徐々に考えていかなければいけない。そうすると、やはり黒字と赤字のペイラインといいますか、大体、今御覧いただければ分かるんですけれども、秋芳洞の平均単価が千円幾らばかりです。

そういったところを踏まえて、当年度予定の赤字1億2,500万円幾らを補うには、約35万7,000人必要になってまいります。当然、新年度予算におきまして35万7,000人というものを目標に、いろんな補助金、委託料、いろんなものを関係機関と協議しながら積み上げていかなければいけないわけなんですけれども。

もう1つに、逃げ道ではないですけれども、この中には、減価償却という現金に属さないものも持っておりますので、そういったものを加味しながら、今後、切り詰められるところは切り詰め、積極的に振興していくところは振興し、入りは増やし、出は削減していくという方向性で、極力この2年間の間に立て直しの方向性を築いてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 村田委員。

○委員（村田弘司君） 本当に大変な状況下にあるという私のほうもよく分かっております。その中で、よくもがきながら頑張っておられると思います。これはもがかんとおれんぐらいの状況だろうと思いますよ、本当に。観光事業に携わってる職員の方々っていうのは本当に苦しいだろうと思います。

今、非常に面白いことおっしゃったね。収益的収支で、現金の支出を伴わない減価償却費も含んでおるからということをおっしゃったけど、全体の構図が、さすが部長、よく分かっておられると思いました。

大変でしょうけども、これからも頑張ってくださいたい。我々も協力できるところは協力していきたいというふうに思ってます。ありがとうございました。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 村田委員の質問に関連するんですけれども、いまいちトックトックのイメージができないんですけれども。

これは三次交通の手段と言われておりますが、例えば、黒谷支洞から出られた方が自分で運転して回られるというふうな交通手段になるのでしょうか。それとも、誰かがついて回るといふか、どういうふうなものなのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 神田観光振興課副主幹。

○観光振興課副主幹（神田高宏君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

トックトックにつきましては、今の——今後の運営につきましては、観光協会のほうでレンタルというのを想定のほうをいたしております。観光協会で借りていただきまして、いろいろ周辺を回っていただいたりとか、そういうのを考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 1台につき、何人ぐらい乗れるもんなんですか。

○委員長（猶野智和君） 神田観光振興課副主幹。

○観光振興課副主幹（神田高宏君） 現在想定しておりますのは、1台7人乗りを予定しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今の美祢市の観光事業会計における補正予算実施計画等を見ても、もうこれは9月議会で私も一般質問、ある程度大事なところはきちんと質問をさせていただきましたけど。

今、繁田部長も言われましたけれども、この美祢市の資金、期末残高2億8,872万円、あと2年したら枯渇するという、もう今実際、このコロナ禍の中にあって、2年近くこの観光事業に関しては大きな打撃を受けて、また、さらに今回オミクロン株が発生して、非常に先行きを心配しているところでございます。

こういった中であって、今回もこの補正の中に観光振興費、通常だったら1億2,068万円つく予定でしたけれども、今回、大きく経費削減という意味におきましては1,253万円削減となっております。当然、収入として払えないから経費の支出が削減していくという、そういった考え方で、こういった対応をされたことはいいとは思ってますけれども、こういった金額で、この1,253万円が大きく目減りしてきたのか。ここまで大きく減らしてきたのは何——こういった趣旨からそういう減額にされたのか、それについてお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 大塚観光振興課副主幹。

○観光振興課副主幹（大塚 享君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをいたします。

予算書の13ページ、13ページを——12、13ページを御覧になっていただければと思います。

こちら収益的収入及び支出ということで、支出の欄でございます。支出の欄は13ページでございます。

こちらの主な減額の要因を申し上げたいと思います。

まず、表の中ほど、5の観光振興費におきまして、これもコロナの影響ということで、秋吉台の観光まつり、いわゆる花火大会の中止等ございましたので、こちらで合わせて1,120万円。それから、もうほとんどがコロナの影響ということになるかと思うんですけども、大きいところという手数料ですね。1の秋芳洞業務費の手数料がマイナス100万円。それから、6総係費の手数料で200万円と、それぞれでございます。

こちら、1の手数料につきましては、いわゆるキャッシュレス決済の取扱手数料の減額ということになるかと思えます。入洞者数の減に応じて下がってきたものということでございます——見込みをしております。

6の総係費のほうの手数料でございますが、こちらは備考にもお書きしておりますけれども、洞のあっせん手数料ということで、これは旅行会社があっせんさせて来られた個人団体のお客様につきましては、その観覧料の12%を旅行会社にバックするというルールがございまして、こちらも当然、団体旅行等減少しておりますので、これぐらいの削減ができたということでございます。

あと、もう1つ大きいところで申し上げますと、旅費でございます。

こちら前後しますけれども、観光振興費の旅費138万6,000円につきましては、台湾への渡航旅費、当初予算では6回渡航する予定で組んでおりましたけれども、折からのコロナの影響で、1回分ほど残した状態で、残りを全て減額したというものでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 当然、今回コロナ禍で、観光——秋吉台観光まつりの中止など、こういったところをやらなかったからということで、こういった観光振興費が減ってくるというのは当然なんです。

それで、今後も観光振興費は大きく減るとするのは、いずれにしても秋吉台、観光客がもうかってきてない、非常に厳しい状況ということが見てとれます。どっちかという、観光振興費がどんどん出ていくほうが、秋吉台観光にあっては、非常に有益であると思っておりますので、今後、観光振興費が減らないような——あとは、観光客が来て、楽しんでいただけることがメインだったと考えております。

そこで、今回、あとセグウェイとか、こういったところの購入とかいうのが——トウクトウクは、いろいろこういう手数料とかあるんですけど、今後、セグウェイとか、そういったところを増やしていくかどうか。その辺については、また家族旅行村のほうに設置するとか、そういうお考えがあるかどうか。最後、この点補足ですけど、御説明をお願いします。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをいたします。

質問は、セグウェイについて増強していくかなどの御質問であったかと思えますけども。

まずは、今回導入いたしますトゥクトゥクに関しましては1台の購入ということで、実証試験的な意味合いを用いております。まずは、トゥクトゥクを試験的に導入しまして、まだ1台ですので、今後、増車していくかどうかというものを見極めてまいりたいというふうに考えております。

その上で、セグウェイについても、やはり秋吉台上でツアーを行う関係上、夏場に非常に暑いということもありまして、そういった欠点というところもございます。今、岡山委員も言われましたように、家族旅行村であるとか、また森林の樹木のあるコースも設定できますので、トゥクトゥクと併せまして、新たなランドデザインの中で、三次交通やアウトドアアクティビティの増強といえますか、そういったものを総合的に検討して——考えて、検討してまいりたいというふうに考えております

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、ここで45分まで休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時43分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第86号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） それでは続きまして、議案第97号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について説明いたします。

現在、美祢市農林資源活用施設については、美祢農林開発株式会社を指定管理者として指定をしているところでありますが、令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため、このたび、当施設と設置目的が一致する美祢農林開発株式会社を公募によらない指定管理者として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、再指定するにあたり地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

このたびの指定管理者の指定については、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、及び美祢市指定管理者制度に関する指針に基づいて行われておりまして、本年7月1日に開催された第1回美祢市指定管理者候補者選定審査会において、指定管理者の申請要項及び選定基準の策定に関する事項並びに候補者の選定に関する事項等について審議されまして、候補者の選定方法については、公募によらず美祢農林開発株式会社を候補者とするということについて決定されました。

その後、11月15日の美祢市指定管理者候補者選定審査会において、申請者によるプレゼンテーション並びに提出書類に対する審査を踏まえた指定管理者候補者の決定に基づき、令和4年4月1日からの1年間、再指定するものでございます。

また、次ページ以降に施設や団体の概要並びに選定結果等についてお示しをしておりますが、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 本案そのものには異論がございません。賛成でございます。

関連しての質問ですが、12月議会での私の一般質問に対して、繁田部長はこのようにお答えになってます。「美祢観光開発と美祢農林開発の経営統合は、美祢観光の吸収合併を軸に進める予定です」と、こういうお話でございました。

それと、もう1つは刑務作業。これは、美祢農林から切り離して民間に――何て

いうんですかね、美祢市が業務委託じゃないですね、民間にお願いすると、こういうお話でございました。

で、その話をつなげて考えますと、いわゆる刑務作業としての竹箸事業は、美祢農林開発の本来業務と位置づけられていると思います。

そうしますと、これ、いつの時点か分かりませんが、恐らく令和5年4月以降の話だと思いますが、これ、本来業務がなくなっちゃうんですよ、美祢農林。民間に委託すれば——刑務作業をね、これ、民間に委託っちゃうか、刑務作業っちゃうのは、誰が主体かよく分かりませんが、少なくとも、もう美祢市じゃなくなるはずですよ。だから、直に社会復帰促進センターと民間の業者、もしくは法務省との契約になるかもしれませんが。

要すれば、本来業務がなくなっちゃうんですよ。そしたら、事業目的の消失——消滅によって、自動的に美祢農林の仕事ないんですよ。あるとすれば、農林資源活用施設の指定管理だけです。それを外して美祢観光に持って行けばいいだけの話としてね。という具合に、何か全体の、この前私の一般質問に対する答弁と、今この話がうまくつながらないんです。意味は分かるでしょうか。

今、私の質問に対してお答えください。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

今後の刑務作業をどのような形で進めていくかというようなことが御質問の趣旨ではなかったかと思っておりますが、まずは、竹箸事業を向こう何年間、まだ継続していくとするならば、当然議案にも上げさせていただいておりますように、指定管理施設の指定管理者につきまして、この1年間で——来年の1年間で検討していくということでございますから、本会議場でも申し上げましたように、吸収合併を主体に検討していくということから考えますと、新たな吸収合併として、合併した会社が刑務作業を引き継いでいくということでございます。

一般質問に御回答いたしましたのは、刑務作業がいつまでも継続できる見込みがなかなか立たないということがありますので、現在は民間の企業を中心に、新たな刑務作業の提供を模索しておると、検討を進めておるということでございますので、必ずしも民間企業が行うと断定したものではありません。

それと、農林資源活用施設の施設自体を、指定管理者も含めまして、来年の1年間で検討していくということでございますので、質問にも述べておりますように、まずは農林資源活用施設の施設在り方を十分に検討することから、議論を深めていくということでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 私の質問の仕方が悪かったかもしれません。

質問をいたしましたのは、事実上、美祢農林開発っていうのは、もし刑務作業を切り離したら、もう事業目的ゼロなんです。農林資源活用施設は、単に指定管理者として指定されているだけであって、明日からでも美祢観光に移したって構わんです。

それと、農林資源活用施設の——何ていうか、事業の内容について、今まで、どれだけあっち行ったりこっち行ったりやったですか。今頃、何かのんき過ぎますよ。随分やってるじゃないですか。カップサラダをやったり、何やらかんやら。結局、そのたびに、何のあれも成果もなしに、ぼしゃってるじゃないですか。今頃そんな話、しないでください。

私が申し上げたのは、農林資源活用施設、それは問題ありますけれど、それは指定管理者を替えればいいだけの話です。

それから、その竹箸の製造、続けるか続けないかという、事実上もう駄目じゃないですか。機械だって、もうあんまり効率よく動いてないでしょう。だから、何でその恋々として、そんなもん、あれがはっきりしないのにね、何か、もたもたもたもたしておられるんですか。どうして、さっさとできないんです。

端的に答えて、これもう副市長答えてください。

○委員長（猶野智和君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 坪井副委員長の御質問にお答えしたいと思いますけど、繁田部長も御答弁しましたように、一般質問の答弁でもありましたように、農林開発株式会社、さらには付随する農林資源活用施設の在り方についても、来年の1年間かけて検討——あらゆる選択肢を含めて検討していくという考えであります。

坪井副委員長言われたように、数年、長年、遅々として新しい改革の話が進んでいかないという御指摘は十分受け止めまして、この1年間であらゆる選択肢を模索

しながら、検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） もうこれ以上申し上げませんが、来年、つまり令和4年度末をもって、この美祢農林開発の問題はもう終了して、令和5年の4月以降は新しい体制で進むと、このように約束されたと理解してよろしいでしょうか。
これで最後です。

○委員長（猶野智和君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） この議案にあります期間は1年に設定しておりますように、そういう覚悟で取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 今日は議案の中に、この指定管理者の指定が4案出ておりますが、3年前の指定管理者の資料見ておきますと、選定結果が今回かなりどの指定管理者も厳しくなっていると思いますが、基準がこれは変わったのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 山中委員の御質問にお答えいたします。
基準そのものについては、変わっていないと承知しております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、ちょっと言い方は悪いんですけども、この指定管理者になられたところの能力的なものがちょっと落ちたというふうな判定になるわけでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 山中委員の御質問にお答えいたします。

細かな判定の内容については、ちょっとこちらも承知できないところもございますけれども、このたびの審査会の中で、そのように——全体的にそのような御判断がされたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより、議案第97号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 続きます。議案第98号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について御説明いたします。

現在、道の駅おふくについては、美祢観光開発株式会社を指定管理者として指定をしているところでございますが、令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となるため、このたび、当施設と設置目的が一致する美祢観光開発株式会社を公募によらない指定管理者として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、再指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

経緯につきましては、先ほどの議案第97号と同様に、本年7月1日の第1回美祢市指定管理者候補者選定委員会及び11月15日の同審査会において、候補者の選定方法については、公募によらず美祢観光開発株式会社を候補者とすることや、指定管理期間を1年間とすることなどが決定され、申請者によるプレゼンテーション並びに提出書類に対する審査を踏まえた指定管理者候補者の決定に基づき、令和4年4月1日からの1年間、再指定するものでございます。

なお、次ページ以降、施設や団体の概要並びに選定結果等についてお示しをしておりますが、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 選定結果の得点表を見ているんですが、1番目の市民の

平等な利用が確保されるかっていうのに、50点満点で39点ですね。何か市民の平等な利用が確保されてないところがあるんですか。これ、50点満点でいいんじゃないですか。

それから、これは誰が採点したか知りませんが、何かこれ、当てにならないですよ、こういう選定結果なんていうの。それから、施設の利用を最大限発揮されることができると、これは、こんなもんかもしれません。それから、経費の削減が云々というのも78点、これもこんなもんです。管理を安定して行う能力を有する団体かって、私はこれ113点、こんないい加減だと思いますよ。

という具合に、この採点結果っていうのは、物すごく私はずさんでいいかげんだと思います。

だから、もうちょっときちんとした選定——あれを——結果を、これ、誰が点数を入れたんですかね。まずそれを聞きます。

○委員長（猶野智和君） 竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） それでは、坪井副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

この大規模収益施設の指定管理審査にあたりましては、指定管理者審査会を組織しまして決定しておりまして、その構成要員といたしましては、弁護士でありますとか税理士、中小企業診断士等の専門家で構成されているものでございます。

その構成された委員会において、点数で採用されたものが結果ということです。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） 私は、もう一般質問でもくどいほど何度もやりましたけどね、三セクの経営っていうのが一番、親方日の丸でずさんになるんですよ。

これも、もう本会議場で申し上げましたけども、前任の山田社長が、たった1年間で800万円も経費の削減をされてるんですよ。ということは、その前の社長がもういいかげんだったっちゃうことですよ。でないと、何で1年間で800万円も削減できますか。ぎりぎりでやっとならんだら、そんなことあり得ないですよ。

だから、三セクの経営なんていうのは、そこを任されている三セクの社長の能力いかんです。考え方がいいですよ。それで、どうでもなります。何で800万円削減できた。お風呂の灯油代とレストランの原価率ですよ。それをまともにしただけで

800万円ですよ。だから、こんなねえ——こんな審査なんてのは、もういいかげん。何かね、性根が入ってないですよ。

何が言いたいかといいますと、こんな審査結果で誰が信用しますか。私は少なくとも信用しない。何か形だけじゃないですか。もうちょっと性根の入った経営者を置くと、それがもう何よりだと思います。こんな形式的なのは、私はもう評価しません。もう毒づいて、もう終わります。

以上。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。山中委員。

○委員（山中佳子君） すみません、先ほど申し上げました選定結果のことなんですけれども、これ、よく見ますと、配点が3年前は600点満点、今回は500点満点ですので、採点で80点ぐらい下がっておりますけれども、もうそれは仕方がないのかなと思われます。

前は基準点が挙げられておりませんが、今回は300点、基準点、368点で大きく上回っておりますので、道の駅としましては、非公募ではありますが、頑張っているんだなというふうに思っております。

そこで、気にかかりますのが、3年前の利用者数の予定というのが45万人に令和3年はなっておりましたが、これを見ますと、令和4年は34万8,000人ということで、10万人——1万人ぐらい今度減るような計画になっております。

やっぱり、これは経営状態というか、人が少なくなっているというふうな理由で、これだけ減っているのでしょうか。その辺のところは把握されておりますか。選定委員会なんかでも、問題にはなりませんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 山中委員の御質問にお答えいたします。

利用者の数につきましては、過去の実績等々を見ながら、会社のほうで令和4年度の予測を立てられたものと承知しております。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあったものと思っております。

それと、審査会において、この件が意見が出たかという御質問でございますが、審査会の中では特段こういったお話はなかったと承知しております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 分かりました。

コロナ禍の影響もあったと思いますので、減る予定になっているのもしょうがな
いかなと理解しておきます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第98号を採決いたします。本案について、原案のとおり
決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のと
おり可決されました。

次に、議案第99号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定
管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工
労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 続きまして、議案第99号美祢市道の駅みとう及び美
祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について説明いたします。

現在、道の駅みとう及び美東都市と農村交流の館については、株式会社みとう駅
を指定管理者として指定をしているところでございますが、令和4年3月31日をも
って指定管理期間が満了となるため、新たな指定管理者候補者の選定を公募によっ
て行い、株式会社みとう駅を指定管理者として、令和4年4月1日から令和7年3
月31日までの3年間、再指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定
に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

経緯については――これまでの経緯についてでございますが、まず、本年7月1
日の美祢市指定管理者候補者選定審査会において――この審査会において、指定管
理者の募集要項及び選定基準の策定に関する事項、並びに候補者の選定に関する事
項等が審議され、候補者の選定方法を公募とすることや、指定管理期間を3年間と

すること等について決定がなされたところです。

これに基づきまして、9月10日から同月30日までの間、受付を行ったところがございますが、その間、申請書を提出されたのは、現在の指定管理者である株式会社みとう駅の1者でございました。

そして、10月22日の指定管理者候補者選定審査会における審査会に、申請者によるプレゼンテーションや提出書類に対する審査を踏まえた指定管理者候補者の決定に基づき、令和4年4月1日からの3年間、再指定するものであります。

なお、次ページ以降、施設や団体の概要並びに選定結果等についてお示しをしておりますが、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第99号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大塚観光振興課副主幹。

○観光振興課副主幹（大塚 享君） それでは、議案第100号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について御説明をいたします。

この両施設に関する現在の指定管理期間が令和4年3月末をもって満了となることから、美祢市指定管理者制度に関する指針に基づきまして、指定管理者候補者選定審査会が設置され、弁護士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士等6名の

審査委員により、本年7月1日に第1回の審査会を実施しております。

第1回審査会において、候補者の選定方法は公募といたし、指定管理期間は3年と定め、指定管理料の上限や選定方法などの決定を行っております。

これにより、指定管理者を公募し、本年8月20日に公募説明会を経て、1団体からの申請がありました。

この申請に基づき、第2回の指定管理者候補者選定審査会を10月22日に開催し、申請者のプレゼンテーションを受けた後、審査委員による採点を行った結果、500点満点中399点の採点結果により基準点を満たしていることから、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークを候補者として決定いたしました。

指定管理者候補に決定しました特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークの団体概要につきましては資料のとおりですので、説明を割愛させていただきます。

つきましては、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第100号の説明は以上となります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） シンプルな質問です。一番最後のNPO法人やまぐち里山ネットワークの組織図が載ってますね。

で、家族旅行村と、それからもう1つのあれ、それを管轄するのはどういう組織になってますか。これは、この組織図はあんまり意味ないですよ、これ、という質問です。

○委員長（猶野智和君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

坪井副委員長が言われますように、秋吉台家族旅行村及び秋吉台リフレッシュパークの運営体制がこの組織図では分かりにくいという御指摘でございますが、団体の概要といたしまして、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークという組織がどのような構成で成り立っているのかというものを基礎として、組織図として表したものでございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） だから、これちゃんとした組織図、すぐ差し替えてください。

○委員長（猶野智和君） 追加資料の形ですよ。（発言する者あり） だから多分、審査に使われた、これを変えるっていうのは不可能だと思うので、これにプラス、今坪井副委員長が言われた、分かりやすい図を資料としてつけるということはできないでしょうかという話なんです。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井副委員長の御質問に御回答をいたします。

御指摘の秋吉台家族旅行村及び秋吉台リフレッシュパークの運営体制が分かりにくいという御指摘でございますので、参考資料として、それぞれの運営体制図を本会議——（発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時23分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井副委員長の御質問にお答えをいたします。

特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークの組織図をお示ししておるところですが、実際の指定管理業務であります秋吉台家族旅行村及び秋吉台リフレッシュパークの運営体制図が、これでは分からないという御指摘であります。

御指摘のとおりだと思いますので、参考資料といたしまして、運営体制図を今会期中にお示しさせていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第100号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号美祢市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木行政経営課長。

○行政経営課長（佐々木昭治君） 議案第101号美祢市過疎地域持続的発展計画の策定についてを御説明いたします。

また、別冊として、過疎地域持続的発展計画案を掲載しております。

それでは、改めまして御説明いたします。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日付で施行され、過疎地域の市町村は、都道府県が過疎地域の持続的発展を図るために定める過疎地域持続的発展方針に基づき、市町村議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができると規定されたことから、総合的かつ計画的に過疎対策事業を実施するため、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする美祢市過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

なお、本計画に基づいて行う事業の実施については、本年3月末で失効になりました過疎地域自立促進特別措置法と同様に、過疎対策事業債の発行や、教育施設・児童福祉施設・消防施設に要する経費について、国の負担割合がかさ上げされるなどの財政上の特別措置を受けることができます。

また、令和4年度以降の事業については、第二次美祢市総合計画の進捗に合わせて必要に応じて計画を変更することとし、5年間の経過期間中に記載内容や事項の追加等が生じれば、その都度、計画の一部変更を市議会の議決を経て行うこととしております。

以上により、美祢市過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） タイトルが「過疎地域持続的発展」となっているんですが、これ、計画の内容を見ますと、美祢市全体の持続的発展計画に見受けられます。だから、何か言葉と中身が違うように感じますが、どうでしょうか。美祢市全域の話ですよ。過疎地域——美祢市の過疎地域じゃないんですか、言葉の意味がよく分かりませんので、説明してください。

○委員長（猶野智和君） 佐々木行政経営課長。

○行政経営課長（佐々木昭治君） 坪井副委員長の御質問にお答えいたします。

おっしゃられますとおり、美祢市は美祢市全域が過疎地域という形で範囲になっております。ですので、こちらのほう、美祢市全域を網羅した事業計画を計画として上げておるものでございます。全域が本市の場合は、過疎地域という形で認定されておるといふふうに思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第101号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号財産の処分についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） それでは、議案第102号財産の処分について御説明いたします。

処分の対象財産は、美祢市豊田前町麻生下字テクノ10番18、面積9,826.11平方メ

ートル、並びに同字テクノ10番20、面積8,709.78平方メートルの合わせて1万8,535.89平方メートルの土地でございます。これを5,597万円で山口県森林組合連合会に売却するにあたり、美祢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

なお、処分の理由は、企業進出による土地の購入希望によるものでございます。

当該財産は、工業団地美祢テクノパークとして販売をしております、字10番18をA区画、10番20をB区画としており、このたび、隣接するこの2つの区画全域について、山口県森林組合連合会が購入を希望されたものでございます。

進出計画の概要について御説明します。

設置されます事業所名は、仮称であります、西部木材センターでありまして、山口県西部における木材の集出荷の拠点として整備されます。

事業内容は、原木の集荷及び販売で、操業開始は令和4年9月の予定です。

なお、稼働当初の従業員数は5名を予定しております。

山口県森林組合連合会の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。財産処分額について説明いたします。

価格につきましては、不動産評価額6,380万円を基準に、山口県森林組合連合会との協議の中で、A区画とB区画全面を使用するためにかかる新たな経費の一部783万円を市が支援することで、価格に反映させたものでございます。

なお、この不動産評価額はA区画とB区画、それぞれにおいて鑑定された額を合算した値であります。

このA区画とB区画は1メートル程度の段差が生じておりますので、全面を有効に使用するためには段差を解消する必要があります。また、道路から団地への進入口は、大型の車両の通行が現時点では困難であることから、新たな進入口を整備する必要もあります。

こうした工事に係る経費については、進出企業側によって負担していただく一方で、経費の一部を土地の価格に反映させることで、進出企業を支援することとしたものでございます。

なお、差引く783万円は、この段差を解消するための工事費相当額であります。

このたびの企業進出を受け、美祢テクノパークの残りは2区画、面積約9,100平方メートルとなります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 1点補足説明させていただきます。

議案書の3相手方に記載されております、山口県森林組合連合会の代表理事会長の変更——交代の件であります。

当該議案は、令和3年11月30日に提出したものでありますけれども、従前は、表記されておりますように、代表理事会長河村建夫氏でありましたが、12月1日付におきまして、代表者の交代——変更の報告がありました。

代表理事専務垣村幸美氏が12月1日付で代表理事会長になられたということで報告を受けておりますので、今後は、代表理事会長垣村幸美氏を相手方として、今後の契約等行うこととなるということでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、財産の処分についてお伺いします。

美祿テクノパーク工業団地内におけるAとB区画、この2つの区画で財産処分金額が5,597万円ということでありました。

これは、土地評価額については、不動産鑑定士等によって評価されてきたと思えますけれども、土地評価額は、テクノパーク団地が販売し始められた当初に比べて——比較して、その土地の変動価格というものは、どの程度あったのかどうか、変わらないのかどうか、これについて、まずお伺いします。

○委員長（猶野智和君） 市村監理課長。

○監理課長（市村祥二君） それでは、岡山委員の御質問にお答えいたします。

このテクノパークの不動産鑑定額につきましては、平成28年の8月に第1回目の鑑定をしております。

その後、いろいろな企業の引き合いがございまして、数回、時点修正等の評価替えを行っておりますが、令和3年2月26日現在の評価額、28年当時と比べまして、全体で平米当たり単価が340円平均で下がっております。

この不動産鑑定の方法につきましては、取引事例比較法という手法を用いておりまして、近隣の工業地での取引事例や県の工事地の——工事地での比例価格等の比

較により鑑定額を算出しておりますことから、総じて、近隣の工業地帯——工業地の取引事例も下がっておるといふ傾向にあることを示しておるかというふうを考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

いずれにしても、美祢テクノパーク工業団地、これが今回、A、B区画が販売されたということが、そのまま置いておくよりは、もう本当によかったなと、このように思っております。

それで今回、この山口県森林組合連合会、これが購入されるってということで、今後、施設の建築等があると思っています。1年以内に建築すれば、固定資産税の減免も3年間あるということの優遇措置もあります。

それで、今後3年以降にこの施設建築があった場合には、固定資産税として美祢市にどの程度入っていくのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

現時点、進出が予定されている計画書に基づいての試算でございますけれども、操業から5年間で約650万円の歳入が見込まれるものと思っております。

以上でございます。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。

こういった、今650万円、年なんでしょうけれども、3年以降ということになると思っておりますけれども、このお金については、特に、この土地処分金が今回5,597万円ですから、これは一般財源に入って、そして、積立基金としてプールされていくのかどうか、この辺がもし明確に分かっておれば、お答え願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。

歳入につきましては、一般財源に入るものとして、17款財産収入の2項財産売却収入に計上する予定となっております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） せっかくの機会ですので、そもそも、テクノパーク、ど
ういう経緯でできて、どういう経過をたどっているか、簡単に御説明ください。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 坪井副委員長の御質問にお答えいたします。

この美祢テクノパークにつきましては、平成9年の9月に販売が開始されてお
りまして、平成19年5月には美祢社会復帰促進センターが開設されております。

整備当時の面積43.4ヘクタールのうち、この山口県森林組合連合会が進出される
前の面積、残面積は2.8ヘクタールでございました。

この土地につきましては、もともとは炭鉱の住宅等があった土地であるというふ
うに認識しております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 坪井副委員長。

○副委員長（坪井康男君） ありがとうございます。

簡単に言うと、あの炭鉱住宅街の跡地を造成して社会復帰促進センターを誘致し
たと、その売れ残りがありましたよと、こういう理解でいいですか。

○委員長（猶野智和君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。

そういったことになります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第102号を採決いたします。本案について、原案のと
おり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案の
とおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案12件の審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら御発言をお願いいたします。

ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時44分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月6日

総務企業委員長